(質問の

内閣衆質第一一号

昭和二十五年七月二十五日

内 閣総理大臣 吉 田 茂

衆 議 院 議 長 幣 原 喜 重 郎 殿

衆議院議員横田甚太郎君提出労働者農民市民及び民主団体開催の会合に対する彈圧に関する質問に対

別紙答弁書を送付する。

衆議 院議員横田甚太郎君提出労働者農民市民及び民主団体開催の会合に対する彈圧に関する

質問に対する答弁書

政府は労働運動に対して不当彈圧は行つていない。健全な労働運動の発展のために暴力の行使その他

の違法な争議行為等はこれを適正に検挙起訴しているのである。 昭和二十四年一月以降本年三月までに

違法争議行為事件の検察庁受理人員数は計一、二三一人である。 理由は暴力の行使等違法行為によるも

のである。

農民に対するいわゆる強権供出及び徴税強行により発生した争議による検挙という事例はない。

三 市民に対する不当な徴税により発生した争議による検挙の事 例は な \ <u>`</u>

兀 各種 民主団体の会合に対し不当に差別を設け彈圧したことはない。 集会示威運動に対する禁止制限措

置は占領軍の指示により実施されているものであつて、今後も指示に変更のない限り継続されるもので

ある。